

## 訪問看護重要事項説明書

[令和6年6月1日現在]

### 1 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

#### (1) 当事業所相談窓口

事業所名：もとす医師会もとす訪問看護ステーション

住 所：本巢郡北方町北方3219番地の25

TEL：058-324-9594

受付時間：月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

責任者：会長 若園 明裕

窓 口：管理者 内屋 由貴

#### (2) その他の窓口

もとす広域連合 介護保険課 TEL 058-320-2220

瑞穂市 福祉生活課 TEL 058-327-4126

本巢市 福祉敬愛課高齢福祉係 TEL 058-323-7754

北方町 福祉健康課 TEL 058-323-1119

岐阜県国民健康保険団体連合会 TEL 058-275-9826

### 2 もとす医師会もとす訪問看護ステーションの概要

#### (1) 事業者の指定番号およびサービスの提供地域

事業所名	もとす医師会もとす訪問看護ステーション
所在地	本巢郡北方町北方3219番地の25
連絡先	TEL 058-324-9594 FAX 058-324-9525
介護保険指定番号	訪問看護 (岐阜県2160790024号)
管理者名	内屋 由貴
サービス提供地域	北方町、瑞穂市、本巢市 (佐原トンネルより北を除く) 地域以外は要相談

#### (2) 営業時間

月～金	午前8時30分～午後5時15分
-----	-----------------

※定休日 毎週土曜日・日曜日・祝祭日  
年末年始 (12/29～1/3)

### (3) 職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	計
管理者	看護師	1 名	0 名	1 名
看護師	看護師	1 名	4 名	5 名

### (4) 事業計画について

事業計画については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対して、求めがあれば閲覧することができます。

## 3 事業の目的、運営方針

### <事業の目的>

要介護状態及び要支援状態と認定された利用者に対して、看護のサービスを提供し、居宅において利用者が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるよう支援することを目的とします。

### <運営の方針>

24時間体制で、利用者の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施にあたっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者個々の主体性を尊重し、地域の保険医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

## 4 利用料金

### (1) 訪問看護利用料

	1 割	2 割	3 割
20分未満	314 円	628 円	942 円
30分未満	471 円	942 円	1,413 円
30分以上1時間未満	823 円	1,646 円	2,469 円
1時間以上1時間30分未満	1,128 円	2,256 円	3,384 円

### 予防訪問看護利用料金

	1 割	2 割	3 割
20分未満	303 円	606 円	909 円
30分未満	451 円	902 円	1,353 円
30分以上1時間未満	794 円	1,588 円	2,382 円
1時間以上1時間30分未満	1,090 円	2,180 円	3,270 円

### 定期巡回・随時対応サービス（連携型）訪問看護利用料

	1 割	2 割	3 割
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者と連携して訪問看護を行った場合（1月につき）	2,961 円	5,922 円	8,883 円
要介護5である利用者の場合（1月につき）	800 円加算	1,600 円加算	2,400 円加算

介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されます。

○その他のサービスの加算料金

項目	基本料金			内容
	1割	2割	3割	
早朝・夜間加算	上記基本利用料の25%			午前6時～午前8時 午後8時～午後10時
深夜加算	上記基本利用料の50%			午後10時～午前6時
初回加算（Ⅰ） （初回月のみ）	350円	700円	1,050円	新規に訪問看護計画を作成し、病院、診療所などから退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合に算定する。但し、初回加算Ⅱを算定する場合は算定しない。
初回加算（Ⅱ） （初回のみ）	300円	600円	900円	新規に訪問看護計画を作成し、病院、診療所などから退院した翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合に算定する。但し、初回加算Ⅰを算定する場合は算定しない。
退院時共同指導加算 （1日又は2回）	600円	1,200円	1,800円	退院又は退所するに当たり、訪問看護ステーションの看護師が退院時共同指導を行った後に、指定訪問看護を行った場合算定する。但し、初回加算を算定する場合は算定しない
緊急時訪問看護加算 （Ⅰ） （1月につき）	600円	1,200	1,800	利用者様の同意を得て24時間体制で計画的な訪問以外に必要時、電話相談、緊急訪問を行うことに対して1ヶ月に1回算定する
ターミナルケア加算 （死亡月）	2,500円	5,000円	7,500円	在宅で死亡した利用者様に対し、死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合、（ターミナルケアを行った後24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）算定する
特別管理加算（Ⅰ）	500円	1,000円	1,500円	在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

特別管理加算（Ⅱ）	250円	500円	750円	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療養法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態。 真皮を越える褥創の状態。 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態。
複数名訪問看護加算Ⅰ 30分未満 30分以上	254円 402円	508円 804円	762円 1,206円	1人で看護を行うのが困難な場合、看護師等が2人以上で看護を行った場合に算定する。
複数名訪問看護加算Ⅱ 30分未満 30分以上	201円 317円	405円 634円	603円 951円	看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合に算定する。
長時間訪問看護加算	300円	600円	900円	特別な管理を必要とする利用者（特別管理加算Ⅰ・Ⅱ）に対し、1時間30分以上の訪問看護を行った場合算定する。
サービス提供体制強化加算Ⅱ	3円	6円	9円	厚生労働省大臣が定める基準に適合しているものとして届出を行い、訪問看護を行った場合、訪問につき算定する。

(2) 交通費

サービス提供以外の地域につきましては、緊急訪問の場合に限り、交通費として提供地域を超えた地点から1キロメートルあたり50円を徴収します。

(3) キャンセル料金は必要ありません

(4) 料金の支払い方法

毎月月末締めとし、翌月15日頃までに請求いたしますので、指定の方法でお支払いください。口座振替の方は、27日前後に引き落とさせていただきます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

医師、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等からサービス利用のご相談、ご依頼があった場合、サービス開始前に当事業所職員が、ご自宅へお伺いいたします。契約締結後、医師の指示及び居宅サービス計画書に基づき訪問看護計画書を作成し、サービス提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合  
サービスの終了を希望される場合は、いつでもお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了（以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）
  - ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、[自立]と認定された場合
  - ・ 利用者が亡くなられた場合
- ④ その他
  - ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱した行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
  - ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者やご家族の方などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業所より文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
  - ・ 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。
  - ・ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
  - ・ 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。
  - ・ 気象庁による警報発令時、または大雨、強風、積雪等の悪天候、自然災害などによりサービスの実施が著しく危険であると事業所が判断したときには、事業者からの申し出により、曜日の変更及び時間変更をお願いする場合があります。

6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

[当法人の概要]

名 称	一般社団法人 もとす医師会
設 立	昭和22年11月
所在地	岐阜県本巣郡北方町北方1633番地
代表者	会長 若園 明裕
電話番号	058-324-0364
事業内容	訪問看護事業／居宅介護支援事業／訪問介護事業／ もとす在宅医療介護連携センター

令和 年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 岐阜県本巣郡北方町北方3219番地の25  
事業者名 一般社団法人もとす医師会 もとす訪問看護ステーション  
説明者

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。また、サービス担当者会議等におきまして、利用者および家族の個人情報を用いることを承諾します。

利用者

住 所 .....

氏 名 .....

電話番号 ( ) - .....

署名代行者

本人との関係 .....

住 所 .....

氏 名 .....

電話番号 ( ) - .....

家族

住 所 .....

氏 名 .....

電話番号 ( ) - .....